

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

曾於市長 五位塚 剛

|                   |  |
|-------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 曾於市<br>(462174)  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 下財部地区<br><small>(高山,川内,宇都,沢田,十文字,吉ヶ谷,田平,下正ヶ峯,中正ヶ峯,田平ウッドタウン,正ヶ峯,西正ヶ峯,中尾,新並木,蓑原,上正ヶ峯,上正ヶ峰,中十文字,片平,十文字一区,下十文字,西十文字,正部,谷ヶ峯,溝ノ口,大石,中谷,躰橋,堤,桐原,高塚,水ノ久保,上大川原,下大川原,大川原,上大峯,赤坂)</small> |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年11月25日<br>(第1回)  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

認定農業者73名、基本構想水準到達者26名、農業法人12社、畜産農家36戸  
主要作物:水稲、飼料作物、お茶、露地野菜  
構造改善がされまとまった農地が多いが、担い手が高齢化により減少しており、県道沿いなど大きい道路から外れた農地は耕作放棄地が増えてきている。また、イノシシによる被害も年々増加しており、中谷地区では露地野菜を植え付けする人自体がほとんどいないため、現状では高収益化が難しい地区もある。この他、山林などへの転用を考えていても構造改善地区に入っているために非農地へできないなどの問題も出てきている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

農業委員会や農業委員と協力して、中間管理事業などを利用した集約化の推進を行い担い手の省力化及び規模拡大へつなげていきたい。また、せっかく畑かんが来ていて設置されていても、利用がされないままの農地も多く、畑かんを利用した高収益作物とイノシシなどによる鳥獣対策を併せてできる作物へ転換できるよう関係機関と情報交換していきたい。そして、担い手不足については、都城市と隣接していることから、地区外の担い手の発掘にも市町村と協力して行っていきたい。集落営農的組織もあるが、担い手の高齢化から次の世代がいないため法人化できず、加入者も少なくなっているため、そういった団体に対する支援を市と県が連携して行って欲しい。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 465 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 465 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針   |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。                            |
| (2)農地中間管理機構の活用方針   |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考え、段階的に集約化を進める。   |
| (3)基盤整備事業への取組方針  |
| 担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・農道の整備(拡幅)を高松土地改良区を中心として話し合い活動を行っていく。                              |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針   |
| 市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
|  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|   |                                      |                                  |                                   |                               |
|---|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①市の補助金を利用した電気柵の設置や、猟友会と連携した素早い駆除体制の構築を図る。